

○徳島大学高等教育研究センター教育の質保証支援室会議規則

平成31年4月1日

高等教育研究センター長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学高等教育研究センター規則（平成30年度規則第86号）第23条第3項の規定に基づき、徳島大学高等教育研究センター教育の質保証支援室会議（以下「室会議」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 室会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教学データの検証に関する企画及び提案に関すること。
- (2) 学修成果の見える化に関すること。
- (3) 教学データの検証結果に基づく教育の内部質保証、教育改革支援及び学生支援についての提言に関すること。
- (4) 教育組織の意思決定の支援に関すること。
- (5) 入学前教育及び学修成果の把握方法の開発に関すること。
- (6) その他教育の質保証の実施に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 室会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 専任教員
- (3) 兼務教員
- (4) 学務部教育支援課教育企画室長
- (5) その他室会議が必要と認める者

(議長)

第4条 室長は室会議を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 室会議は、第3条に掲げる委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 室会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 室会議に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会について必要な事項は、室会議が別に定める。

(庶務)

第8条 室会議の庶務は、学務部教育支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、室会議について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。